

令和6年度

八代平野農業水利事業

遙拝頭首工水管理設備補足設計業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
八代平野農業水利事業所

相異資訊 (21 21)

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	逕拌頭首工水管理設備補足設計業務					
業務別業務名:設計業務						
コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S 単 - 1号 ***					
S02115	主任技師		人		1,000	歩A 人当たり算出
	主任技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04003 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	64,800	64,800	
	合 計				64,800	算出数量 1.000 人
	単 価				64,800	
	*** S 単 - 2号 ***					
S02115	技師(A)		人		1,000	歩A 人当たり算出
	技師(A)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04004 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04004	技師(A)	1.000	人	57,000	57,000	
	合 計				57,000	算出数量 1.000 人
	単 価				57,000	
	*** S 単 - 3号 ***					
S02115	技師(B)		人		1,000	歩A 人当たり算出
	技師(B)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04005 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04005	技師(B)	1.000	人	47,200	47,200	
	合 計				47,200	算出数量 1.000 人
	単 価				47,200	
	*** S 単 - 4号 ***					
S02115	技術員		人		1,000	歩A 人当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04007 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	33,600	33,600	
	合 計				33,600	算出数量 1.000 人
	単 価				33,600	
	*** S 単 - 5号 ***					
S63003	実施設計(頭首工)内業 設計労務(直接人件費内業)		式		1,000	歩A 式当たり算出
	1)主任技術者の人数 2)技師長の人数	0.00人 0.00人		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	3)主任技師の人数 4)技師 A の人数	21.00人 21.50人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	5)技師 B の人数 6)技師 C の人数	21.50人 17.00人		深夜時間:0.0		
	7)技術員の人数	13.00人				

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	逕拌頭首工水管管理設備補足設計業務					
業務別業務名:設計業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
R04003	主任技師	21.000	人	64,800	1,360,800	
R04004	技師 (A)	21.500	人	57,000	1,225,500	
R04005	技師 (B)	21.500	人	47,200	1,014,800	
R04006	技師 (C)	17.000	人	38,400	652,800	
R04007	技術員	13.000	人	33,600	436,800	
	合 計				4,690,700	算出数量 1.000 式
	単 価		式		4,690,700	
	*** S 単 - 6号 ***					
S63007	実施設計 (頭首工) 外業		式			歩 A 1.000 式 当たり算出
	設計労務(直接人件費外業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)技師長の人数	0.00人				
	3)主任技師の人数	2.00人		深夜時間:0.0		
	4)技師 A の人数	2.00人				
	5)技師 B の人数	2.00人				
	6)技師 C の人数	0.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師 外業	2.000	人	64,800	129,600	
R04004	技師 (A) 外業	2.000	人	57,000	114,000	
R04005	技師 (B) 外業	2.000	人	47,200	94,400	
	合 計				338,000	算出数量 1.000 式
	単 価		式		338,000	
	*** S 単 - 7号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回			歩 A 1.000 回 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.32日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	日					
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師 (A) 人数	1.00人				
	5)設計用技師 (B) 人数	0.00人				
	6)設計用技師 (C) 人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.320日				
R04003	主任技師	0.820	人	64,800	53,136	
R04004	技師 (A)	0.820	人	57,000	46,740	
	合 計				99,876	算出数量 1.000 回
	単 価		回		99,876	
	*** S 単 - 8号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回			歩 A 1.000 回 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.32日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種				
	2)打合せ	中間				
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師 (A) 人数	1.00人				
	5)設計用技師 (B) 人数	1.00人				
	6)設計用技師 (C) 人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.320日				
R04004	技師 (A)	0.820	人	57,000	46,740	
R04005	技師 (B)	0.820	人	47,200	38,704	

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	逕拌頭首工水管理設備補足設計業務					
業務別業務名:設計業務						
コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	合 計				85,444	算出数量 1.000 回
	単 価		回		85,444	
	*** S 単 - 9号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種,着手前・最終,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,3時 間, L < 100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬季補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種 着手前・最終		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員	1人 1人		深夜時間:0.0		
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.50日 0.32日				
	9)宿泊区分 12)交通機関区分	通勤により打合せ ライトバン				
	13)高速道路往復料金(税別) 14)鉄道往復1人当料金(税別)	0円 0円				
	15)バス往復1人当料金(税別) 16)船舶往復1人当料金(税別)	0円 0円				
	17)航空往復1人当料金(税別) 18)ライトバン使用日数	0円 1日				
	19)時間区分 20)往復移動距離区分	3時間 L < 100km (100km未満)				
M28121	ライトバン[ガリソンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L		1.000	日	1,960	1,960
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド		8.100	L	156	1,264
	合 計				3,224	算出数量 1.000 回
	単 価		回		3,224	
	*** S 単 - 10号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種,中間,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,3時間, L < 10 0km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬季補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ内容	一般工種 中間		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	
	3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員	0人 1人		深夜時間:0.0		
	7)打合せ日数 8)往復移動日数	0.50日 0.32日				
	9)宿泊区分 12)交通機関区分	通勤により打合せ ライトバン				
	13)高速道路往復料金(税別) 14)鉄道往復1人当料金(税別)	0円 0円				
	15)バス往復1人当料金(税別) 16)船舶往復1人当料金(税別)	0円 0円				
	17)航空往復1人当料金(税別) 18)ライトバン使用日数	0円 1日				
	19)時間区分 20)往復移動距離区分	3時間 L < 100km (100km未満)				
M28121	ライトバン[ガリソンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L		1.000	日	1,960	1,960
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド		8.100	L	156	1,264
	合 計				3,224	算出数量 1.000 回
	単 価		回		3,224	
	*** S 単 - 11号 ***					
S63018	旅費交通費(設計外業日帰用)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日帰用) ライトバン,2日,3時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬季補正:なし	
	1)交通機関区分 2)高速道路往復料金(税別)	ライトバン 0円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	

事業名	八代平野農業水利事業	施工単価表 単価表A (4/ 4)				
業務名	選択頭首工水管設備補足設計業務					
業務別業務名:設計業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0円		深夜時間:0.0		
	4)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力	2日				
	8)時間区分	3時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	2.000日				
	11)設計用技師A外業日数	2.000日				
	12)設計用技師B外業日数	2.000日				
	13)設計用技師C外業日数	0.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	2.000	日	1,960	3,920	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	16.200	L	156	2,527	
	合 計				6,447	算出数量 1.000 式
	单 価		式		6,447	
	*** S 単 - 12号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 1, A - 4, 800, 10cm, 0			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)報告書部数(部)	1.000		豪雪補正:なし		
	2)規格区分	A - 4		基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)枚数区分(枚)	800		深夜時間:0.0		
	4)厚さ区分	10cm				
	5)CD-R枚数(枚)	0.000				
P43496	報告書焼付代(コピ -) A - 4 以下 8 0 0 枚	1.000	部	10,200	10,200	
P43544	簡易加除式ファイル A 4 縦型幅10cm(チューブ・パイプファイル)	1.000	冊	789	789	
P43602	C D - R C D - R (記録面色素フタロシアニン) 7 0 0 MB	0.000	枚	47	0	
	合 計				10,989	算出数量 1.000 式
	单 価		式		10,989	

事業名		八代平野農業水利事業				
業務名		遙拠頭首工水管管設備補足設計業務				
業務別業務名:設計業務						
コード	名 称(規 格)	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
	*** T 単 - 1号 ***					
T00001	基準日額:現地調査(現地作業移動日分)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
S02115	主任技師	0.680	人	64,800	44,064	S 単 1号
S02115	技師(A)	0.680	人	57,000	38,760	S 単 2号
S02115	技師(B)	0.680	人	47,200	32,096	S 単 3号
	合 計				114,920	算出数量 1.000 式
	单 価		式		114,920	
	*** T 単 - 2号 ***					
T00002	公開用成果品作成費		式		1.000 式	歩A 当たり算出
S02115	技術員	0.500	人	33,600	16,800	S 単 4号
P43602	C D - R C D - R(記録面色素フタロシアニン) 7 0 0 MB	1.000	枚	47	47	
	合 計				16,847	算出数量 1.000 式
	单 価		式		16,847	

令和6年度 八代平野農業水利事業
遙拝頭首工水管理設備補足設計業務

特 別 仕 様 書

九州農政局 八代平野農業水利事業所

第1章 総 則

第1－1条（適用範囲）

令和6年度 八代平野農業水利事業 遥拝頭首工水管理設備補足設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1－2条（目的）

本業務は、国営八代平野土地改良事業計画に基づき、遥拝頭首工水管理制御設備の実施設計を行うものである。

第1－3条（場所）

本業務において対象とする水管理施設の建設予定地は、熊本県八代市豊原上町地内で、別添位置図に示すとおりである。

ぶいわらかみまち

第1－4条（土地の立ち入り等）

作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。なお、現地の立ち入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする

第1－5条（低入札価格契約における第三者照査）

1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書 第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 九州農政局において、令和6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 九州農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

第1－6条（履行確実性評価の達成状況の確認）

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等 業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

第1－7条（一般事項）

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に充分な知識と経験を有した者とする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

第1－8条（管理技術者）

1. 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用等
		農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用等
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学、工学	

シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	
	農業土木	

2. 農業土木技術管理士、技術士（農業一農業土木、農業一農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理制御設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

第1-9条（照査技術者）

1. 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	電気電子一電子応用等
		農業一農業土木
		農業一農業農村工学
	電気電子	電気電子一電子応用等
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学、工学	
シビルコンサルティングマネージャー	電気電子	
	農業土木	

農業土木技術管理士、技術士（農業一農業土木、農業一農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理制御設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

2. 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。
また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

第1-10条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

第1-11条（技術者情報の登録）

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第1-12条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2-1条 (適用する図書)

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先し、設計時点の最新のものを用いることとする。

設計作業中に改訂された場合や他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「頭首工」	(公社)農業農村工学会
2	水管理体制技術指針 (計画設備編)	(一社)農業土木機械化協会

第2-2条 (現地作業条件)

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

1. 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打ち合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
2. 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する場合は、受注者の責任において処理しなければならない。
3. 作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議する。

第2-3条 (設計条件)

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

1. 実施設計条件

(1) 一般事項

遙拝頭首工の管理施設に関し、既存の操作方法及び管理システムを把握し、全体の施工計画を把握したうえで、最適となる水管理体制の実施設計及び施工計画等の検討を行うものとする。

(2) 管理対象施設

施設区分	施設名称	主 要 設 備
頭首工	遙拝頭首工	【洪水吐】 転倒ゲート×4門、ローラゲート×2門 【土砂吐】 ローラゲート×4門 【取水口】 左岸 ローラゲート×2門 右岸 ローラゲート×3門

		CCTV装置 計測システム装置 気象観測施設 テレメータ装置
--	--	---

(3) 管理方式

施設名称	設備名称	管理方式	備 考
遙拝頭首工	洪水吐ゲート	現場操作、遠隔操作、遠隔監視	
	土砂吐ゲート	現場操作、遠隔操作、遠隔監視	
	左岸取水口ゲート	現場操作、遠隔操作、遠隔監視	
	右岸取水口ゲート	現場操作、遠隔操作、遠隔監視	
	CCTV装置	遠隔操作、遠隔監視	
	計測観測施設	遠隔監視	
	気象観測施設	遠隔監視	
	テレメータ装置	遠隔監視	

第2-4条 (参考図書)

設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

また、最新版を用いるものとする。

番号	名 称	発 行 所
1	設計便覧 (案) 第4編 電気・通信編	近畿地方整備局HP
2	配電盤・制御盤の耐震設計指針 (JEM-TR144)	(一社)日本電機工業会
3	建築設備耐震設計・施工指針	(一社)日本建築センター
4	建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル	(一社)日本電気工業会 (一社)電気設備学会
5	電気通信施設設計要領・同解説 (電気編)	(一社)電気技術協会
6	電気通信施設設計要領・同解説 (通信編)	(一社)電気技術協会
7	雷害対策設計施工要領 (案)・同解説	(一社)建設電気技術協会
8	耐雷対策設計ガイド	(一社)日本雷保護システム工業会

第2-5条 (貸与資料等)

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和2年度 八代平野農業水利事業 遙拝頭首工水管理施設実施設計業務 報告書	1式

番号	貸 与 資 料	数量
2	令和3年度 八代平野農業水利事業 遙拝頭首工水管理制御施設製作据付工事 完成図書	1式

また、上記以外で必要な資料がある場合は、監督職員と協議するものとする。

第2－6条（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2－4条、第2－5条に示す参考図書及び貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 参考図書は、設計作業時点の最新版を用いることとし、設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第2－7条（関連業務）

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協議の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施予定期間
1	令和6年度 八代平野農業水利事業 遙拝頭首工仮設計画検討業務	R6.10～R7.2

第3章 設計作業内容

第3－1条（作業項目及び数量）

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」のとおりである。

作業項目表

作業項目	数量	備 考
1. 現地調査	1式	別紙「作業項目内訳表（実施設計）」 参照
2. 資料の検討	1式	
3. 関係者ヒアリング	1式	
4. 実施設計	1式	
5. 施工計画	1式	
6. 数量計算・図面	1式	
7. 積算参考資料作成	1式	
8. 特別仕様書の作成	1式	
9. 照査	1式	

作業項目	数量	備考
10. 点検とりまとめ	1式	

第3－2条（作業の留意点）

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
3. 第2-1条、第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
5. 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
<http://www.nn-techinfo.jp>を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は
<http://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。
6. 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
・「工事工種の体系化」は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

第3－3条（業務写真における黒板情報の電子化）

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

- (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.htm) チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

第4－1条（打合せ）

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（現地調査後）

第3回 中間打合せ（実施設計検討段階）

第4回 中間打合せ（施工計画検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

第5－1条（成果物）

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、報告書には本業務の要約版を掲載するものとし、その内容については、別途監督職員の指示によるものとする。

第5－2条（開示用成果物の作成及び提出）

第5－1条に記載している成果物（PDFファイル）に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

1. 開示用成果物の電子媒体（CD-R等） 1部

なお、「不開示情報」とは、別表のとおりである。

第5－3条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県八代市日置町171-1

九州農政局八代平野農業水利事業所

第5－4条（業務の成果品質確保対策）

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

（1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については、変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件、②業務計画の妥当性、③スケジュール、④設計変更内容
- ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

（2）会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 工事円滑化会議等

当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5. 打合せ記録簿

業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第6章 業務管理

第6－1条（情報共有システム）

1. 情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第7章 契約変更

第7-1条 (契約変更)

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第 2-2 条、第 2-3 条に示す「作業条件等」に変更が生じた場合。
2. 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
3. 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
4. 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
5. 履行期間の変更が生じた場合。
6. 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
7. その他

第8章 定めなき事項

第8-1条 (定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別表

不開示とする情報	該当項目	該当条項
個人に関する情報 及び法人その他団体に関する情報	1. 記述等により特定の個人を識別することができる情報 ①受注者氏名 ②個人・会社の印影 ③実施設計に必要な各種調査結果の記載された調査員等の氏名 ④打ち合わせ議事録等の発注者以外の氏名及び組織名 ⑤図面等に記載された地番、所有者等の氏名、住所等 ⑥顔写真 ⑦技術提案等の当該法人の知的財産に関する情報 ⑧概算金額算出のための材料単価等見積もり業者名 ⑨IPアドレス等機器の接続情報 ⑩その他（公にすることにより個人・会社の権利利益を害する恐れのある情報）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条第一号及び第二号イ

「作業項目内訳表（実施設計）」

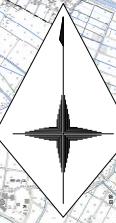
作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	
1 現地調査	遙拝頭首工水管理設備の整備状況について、補足設計に必要な現地調査を行う。	<input type="radio"/>	
2 資料の検討	補足設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	<input type="radio"/>	
3 関係者ヒアリング	補足設計のための関係者ヒアリングを実施する。 (ヒアリング相手先：施設管理者・水管理設備施工者)	<input type="radio"/>	
4 実施設計	上記1～3の作業を踏まえ、頭首工水管理制御施設の機器仕様及び配管配線計画の検討を行う。	<input type="radio"/>	
5 施工計画	遙拝頭首工ゲート設備の施工計画に応じた水管理設備の施工計画を検討する。	<input type="radio"/>	
6 数量計算・図面	発注に必要な詳細数量計算書及び図面を作成する。	<input type="radio"/>	
7 積算参考資料作成	設置機器リストの作成、機器費、工事費、管理費等の積算資料を作成し概算工事費を算定する。	<input type="radio"/>	
8 特別仕様書の作成	発注に必要な特別仕様書を作成する。	<input type="radio"/>	
9 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	<input type="radio"/>	
10 点検とりまとめ	実施設計、施工計画、数量計算・図面等の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	<input type="radio"/>	

図面目録

令和6年度 八代平野農業水利事業 遙拝頭首工水管理設備補足設計業務

番号	名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	全体配置図	1	
計		2	

業務位置図



凡 例	
受 畿	地 (水 田)
受 畿	地 (普 通 烟)
用 水	改 善
排 水	改 良
国 當 畠 工 (修 改・耐 腐 化 施策)	
國 常 用 水 路 (改 修・耐 腐 化 施策)	
國 常 用 水 路 (既 設 利 用)	
△ 國 常 用 水 路 (新 設)	
△ 國 常 排 水 路 (既 設 利 用)	
△ 國 常 排 水 路 (新 設・改 修)	
△ 國 常 (接) 水 路 (既 設 利 用)	
國 常 排 水 路 (既 設 利 用)	
--- 市 町 村 界	

図面の名称

令和6年度 八代平野農業水利事業 遙拝頭首工水管理設備補足設計業務

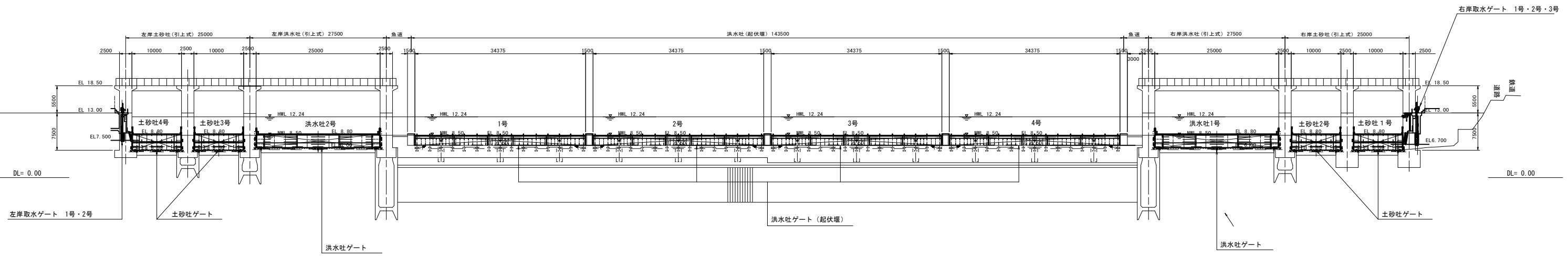
縮尺 S = 1 : 25,000

図面番号 1

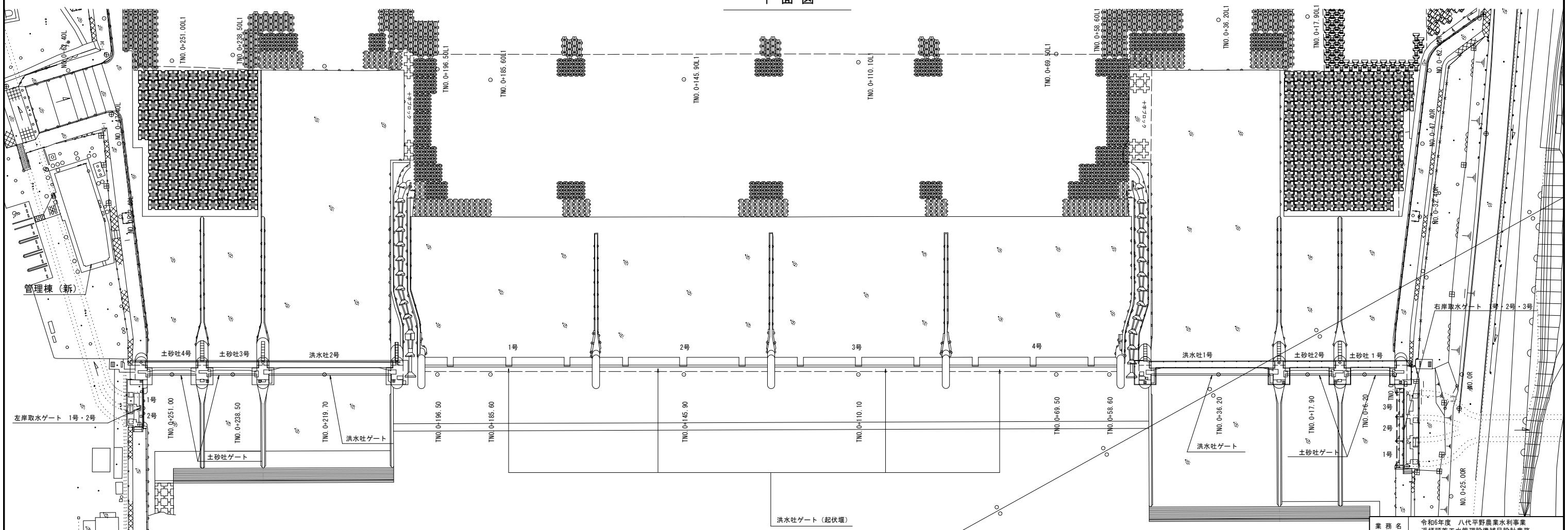
全体配置図

S=1:400

正面図



平面図



業務名	令和6年度 八代平野農業水利事業 選択頭首工水管管理設備補助設計業務		
図面名	全体配置図		
年月日			
縮尺	S=1:400	図面番号	
会社名			
事業所名	九州農政局八代平野農業水利事業所		